

特定非営利活動法人はかた夢松原の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人はかた夢松原の会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市中央区に置く。

(目的)

第3条 本会は、海浜に松原を復元するための事業及び環境保全のための事業を行い、地域の環境ひいては地球環境の保全並びに快適環境の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①海浜への松の植樹
 - ②松原の管理・保全に関する研修の事業
 - ③環境教育・学習の事業
 - ④環境保全及び快適環境形成に関する事業
 - ⑤前4号に関連する調査・研究及び提言
- (2) 収益事業
 - ①出版の事業
 - ②物品の販売の事業

③請負の事業

④印刷の事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

- 第6条 本会の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (1)正会員 本会の目的に賛同し、第5条の事業に協力しようとして入会した個人、法人及びその他の団体
 - (2)賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、賛助する個人、法人及びその他の団体
 - (3)募金会員 本会の目的に賛同し、松の植樹のための募金に協力する個人、法人及びその他の団体

(入会)

- 第7条 本会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項の入会申込者が、第3条に定める本会の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。
 - 3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
 - 4 本会の賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入することによって会員となることができる。
 - 5 募金会員は、別に定める額の募金を行うことによって、会員となることができる。

(会費)

- 第8条 正会員及び賛助会員は、毎年度会費を納入しなければならない。
- 2 会費の額は、別に総会で定めるものとする。

(退会)

- 第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

る。

- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (2) 会費を3年以上滞納したとき

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決に基づきこれを除名することができる。

- (1) 法令、本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

- 第11条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

- 第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上25人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、5人以内を副理事長とする。
- 3 理事長は、理事会の議決を経て、専務理事を置くことができる。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けた

- ときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を処理する。
 - 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 - 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終了するまでを任期とし、また、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者、又は他の現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、当該役員を解任することができる。
- (1) 職務の遂行に耐えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長)

- 第19条 本会に会長1人を置くことができる。
- 2 会長は、総会において理事の中から選任する。
 - 3 会長は、会員を代表し、本会の業務を総覧する。ただし、代表権は有しない。

(評議員)

- 第20条 本会に評議員を置くことができる。
- 2 評議員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
 - 3 評議員は、本会の運営に関して、理事の求めに応じ理事会に出席し理事に助言をすることができる。

第4章 総会

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 会費の額
 - (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があった場合

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を、開催日の14日前までに発して行わなければならない。
- 3 前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、理事長は30日以内に総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求のときから30日以内に総会を招集しないときは、請求をしたものは、総会を招集することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会における議決事項は、第24条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席者の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前条の適用については、総会に出席したものと見なす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事務局の組織及び運営
- (2) 総会に付すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前条第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議事)

第32条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれに当たる。

- 2 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使するものは、前条の適用については会議に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(簡易な事項等にかかる議決)

第34条 簡易な事項又は急を要する事項については、理事が書面をもって賛否を示す

ことにより、理事会の議決に代えることができる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第36条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第38条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第39条 本会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第41条 本会の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、理事長が毎事業年度終了後速やかにこれを作成し、監事の監査を経た上、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第44条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 法第43条の規定による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第45条 本会は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を経なければ合併することができない。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）の際に有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において定めた特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人に譲渡するものとする。

第8章 雑則

(事務局)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(細則)

第49条 この定款の実施について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	川口	ミチコ
副理事長	石橋	偵造
同	加藤	竺子
同	宮島	寛
専務理事	坂本	紘二
同	須本	恭雄
同	廣澤	稔彦

理事	磯谷	慶子
同	川津	潔
同	小出	智子
同	古賀	恭子
同	坂井	圭子
同	神野	健二
同	高田	一夫
同	谷口	結
同	中村	享一
同	中村	幸代
同	萩尾	房子
同	矢幡	久
同	山形	紀子
監事	山田	聰
同	山下	敏明

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成14年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第41条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 1口 10,000円/年
 - (2) 賛助会員 1口 2,000円/年
 - (3) 募金会員 1口 1,000円
- 7 本会の設立当初の主たる事務所は、福岡市博多区博多駅南2丁目19番8号に置く。